

令和4年度 介護サービス事業者等 指導監査資料

1. 令和3年度の指導監査

(1) 実地指導（定期立入検査・書面検査(事前資料によるものを含む)）

実施期間：令和3年11月2日～令和4年2月14日

実施数

サービス種類／施設種類	数
訪問介護	4
訪問入浴介護	1
訪問看護	3
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3
居宅介護支援	7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
小規模多機能型居宅介護	8
介護保険事業所等 計 ※1	30
有料老人ホーム (サービス付高齢者向け住宅)	8
軽費老人ホーム (ケアハウス)	8
養護老人ホーム	4
特別養護老人ホーム	24
老人福祉施設等 計 ※2	44
合計	74

※1：うち9事業所については事前資料のみによる書面検査

※2：老人福祉施設等については、立入検査が2施設（特別養護老人ホーム 2）事前資料のみによる書面検査が10施設（軽費老人ホーム（ケアハウス）3、養護老人ホーム 1、特別養護老人ホーム 6）で、その他の施設は書面検査のみ実施

(2) 監査および処分等

- ① 監査 — (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 … 1件
- ② 勧告・命令 — なし
- ③ 処分 — (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 [全部停止6か月] … 1件

2. 実地指導等における指摘・指導事項

(1) サービス種類及び指摘・指導事項の件数等

事業所のサービス種類	数	指摘の 件数	指導の 件数	指摘の 基準数	指導の 基準数
訪問介護	4	6	5	9	7
訪問入浴介護	1	0	0	0	0
訪問看護	3	1	6	1	7
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3	10	19	12	22
居宅介護支援	7	4	16	6	22
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	12	4	13
小規模多機能型居宅介護	8	0	20	0	20
合計	30	25	78	32	91

※指摘事項は、改善すべき事項で、改善状況について報告が必要なもの。(介護報酬に過誤調整の必要があった場合など)

※指導事項は、改善すべき事項で、改善状況について報告を要しないもの。(運営規程などに更新漏れや記載誤りがあった場合など)

※指摘の基準数・指導の基準数は、指導・指摘事項が複数の基準項目に及ぶ場合に、各々の基準項目として計数し、積算した数(基準項目の延数)。

(2) 指摘・指導の該当基準項目及び件数

指摘事項の基準項目		数
1.	計画の作成	9
2.	介護報酬	6
(1)	軽度者への福祉用具貸与	1
(2)	退院・退所加算	1
(3)	運営基準減算	2
(4)	その他	2
3.	人員基準	5
4.	記録の整備等	3
5.	内容及び手続の説明及び同意	3
6.	衛生管理等	2
7.	掲示及び目録の備え付け	2

指導事項の基準項目		数
1.	内容及び手続の説明及び同意	21
2.	運営規程	16
3.	具体的取扱方針	11
(1)	居宅介護支援を除く 計	1
(2)	居宅介護支援 計(条例第15条)	10
①	サービス担当者会議・ 福祉用具貸与(第9・25号)	2
②	個別サービス計画提出依頼(第12号)	2
③	計画変更の専門的意見聴取・ 主治医等の意見等(第16・21号)	2
④	主治医等への交付(第22号)	2
⑤	その他	2
4.	記録の整備等	8
5.	勤務体制の確保等	7
6.	計画の作成	6
7.	介護報酬	6
(1)	総合マネジメント体制強化加算	2
(2)	サービス提供体制強化加算	1
(3)	2人による場合の加算	1
(4)	その他	2
8.	秘密保持	4
9.	人員基準	3

※指摘事項、指導事項の該当件数が少ない基準項目の一部は掲載を省略しています。

※指摘事項および指導事項の内容等の例は、「(別添) 令和3年度実地指導 指摘内容・指導内容の例」をご参照ください。

3. 令和4年度 運営指導（旧実地指導）

昨年度までの「実地指導」は、今年度より「運営指導」として実施されることとなりました。また、指導方法などについては、原則として従前と変わりません。

今年度の運営指導については、昨年度までと同様に新型コロナウイルス感染症の状況や対策を勘案しながら実施します。

今年7月より、感染症の状況に応じて実施を検討し、指導対象の事業所に対しては追って連絡していきます。

今年度につきましても、予定日が変わるなど、ご迷惑をお掛けすることも考えられますが、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

4. 指導の結果、介護報酬に過誤調整の必要があった場合の報告

介護報酬の請求誤りがあった場合の改善報告及び過誤調整については、佐世保市のホームページの以下の部分に改善報告の留意事項及び提出する資料の様式を掲載していますので、ダウンロードし確認のうえ、必要な書類を提出してください。

※佐世保市のホームページから

⇒ [事業者の方へ] ⇒ [介護・高齢福祉] ⇒ [事業者へのお知らせ] ⇒

「介護サービス事業者等の運営指導について」を開いて、

「過誤調整の必要があった場合の報告」の部分からダウンロードしてください。

以上